

協会員に対する処分及び勧告について

2021 年 2 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記**○ サクソバンク証券株式会社****1. 事実関係**

当社の顧客の個人情報等を管理する外部委託先が第三者による不正アクセスを受け、38,026 名分に及ぶ多数の個人情報（氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス等（750 名分の運転免許証、パスポート、個人番号カード等といった本人確認書類等の画像データを含む。)) が漏えいした状況において、システムリスク管理や外部委託先管理に関して、十分な再発防止策が講じられていない。

2. 法令等適用

上記の状況は、定款第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、サクソバンク証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

譴責

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 経営陣の主導の下、個人情報の安全管理措置義務と外部委託先の監督義務を履行するため、システムリスク管理及び外部委託先管理に関し、適切かつ確実な業務運営を確保するための実効ある内部管理態勢の構築に取り組み、その運営を確実なものとする

るとともに、情報が漏えいした顧客からの問合せや被害拡大の防止に向けて万全の対応を行うなど、策定した再発防止策を確実に実施、定着させること。

② ①の再発防止策について、その実施状況及び検証結果を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2020年9月18日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）